

## 【閲覧用】

令和3(2021)年第10回 飯塚市農業委員会総会 議事録				
開催年月日	令和3 (2021) 年 10月 8 日 (金)			
開催場所	飯塚市役所本庁 2階 多目的ホール			
開会	午後 2 時		閉会	午後 3 時 31 分
議事及び 議決結果表	番号	件名	結果	備考
	議案第 56 号	農地法第 3 条の許可申請について	許可	4 件
	議案第 57 号	農地法第 5 条の許可申請について	許可相当	7 件
	議案第 58 号	農用地利用集積計画(利用権設定)について	決定	10 件
	議案第 59 号	農用地利用集積計画(所有権移転)について	決定	2 件
	議案第 60 号	農地法第 32 条の規定に基づく利用意向調査の対象農地の決定について	決定	
	協議第 7 号	農地改良について	受理	2 件
	報告第 38 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について	済	5 件
	報告第 39 号	農地所有適格化法人の報告について	済	1 件
	報告第 40 号	農地転用完了等の報告について	済	
出席委員	農業委員	18 人	農地利用最適化 推進委員	11 人
欠席委員	農業委員			1 人
署名委員	15 番	奥野 由佳	16 番	深町 義則
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功
	主任	赤崎 政伸	主任	安藤 正紘

農業委員出席状況（18名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	福澤 正剛	○	11	上田 高志	○
2(副会長)	大隈 秀文	○	12(会長)	須堯 忠臣	○
3	原田 敏行	○	13	大熊 眞	○
4	茅野 兵次郎	○	14	多田 信之	○
5	藤田 武治	○	15	奥野 由佳	○
6	畠中 五恵子	○	16	深町 義則	○
7	高野 敏治	○	17	城石 隆生	○
8	伏原 和也	○	18	淺田 正次	○
9	岡松 美由紀	○	19	小山 光治	×
10	新開 剛	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（11名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 真二	—
2	幸崎 黙	—	17	平嶋 正雄	○
3	三村 保始	—	18	田中 直敏	—
4	肘井 郁秀	—	19	原 寅雄	—
5	池永 雅行	○	20	藤井 光生	—
6	福間 健二	—	21	瀧本 康男	—
7	岡松 正利	—	22	中野 敏次	○
8	大村 敏之	—	23	多田 茂康	—
9	小畑 和廣	○	24	武本 正国	—
10	平畑 悟諭	○	25	山本 保利	—
11	水間 惣吾	○	26	松延 隆幸	○
12	岡松 明人	○	27	嶋田 正志	—
13	大谷 繁信	○	28	中村 勉	○
14	藤田 光幸	—	29	森田 輝巳	—
15	田中 一平	—	30	許斐 太一	○

議案第 56 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	
譲渡人			
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(10 番推進委員：平畠委員) 譲受人は譲渡人のお孫さんにあたられます。農業の経験も浅く、当面の間、譲渡人が指導にあたりながら農業を続けていかれることです。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 56 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	
譲渡人			
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	申請のあった農地のうち、安恒の農地は譲渡人と譲受人の各持分 1/2 の共有農地となっております。今回、譲渡人の持分を譲受人へ移転することで、全持分が譲受人のものとなるものでございます。		
地区推進委員報告	(12 番推進委員：岡松委員) 9 月 8 日に譲受人より説明を受けました。譲渡人と共有名義になっている [REDACTED] と、もう 1 件が譲渡人名義の [REDACTED] の [REDACTED] の部分を、整理したいとのことから、贈与で譲り受けことになったとの事でございました。いずれの土地も譲受人がですね、管理されております。農機具も所有されておりますので何ら問題はなし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 56 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
譲受人		耕作面積	

			耕作者数	
譲渡人				
備考	売買			
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
地区推進委員報告	(30番推進委員：許斐委員) 譲受人が譲渡人から [REDACTED] を購入されるということを、9月22日に譲受人より申請したということで連絡がありました。譲受人は実家の農地を相続されており、その隣接する畠であります。その畠はお兄さんである譲渡人が所有されております。それを売買で取得するということで報告を受けました。10月1日に原田委員と現地の確認を致しました。また、譲受人と話を3人でさせて頂きました。農機具はトラクター、それから耕運機、草刈機などを所有されております。管理については充分だと思いますので何ら問題なし。			
質疑・意見	なし			
審議結果	許可			

議案第56号第4項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]			
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]	
譲渡人	[REDACTED]		[REDACTED]	
備考	売買			
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
地区推進委員報告	(26番推進委員：松延委員) 現地を9月29日確認し、代理人の司法書士から説明を受けました。本件は譲受人の [REDACTED] と譲渡人の [REDACTED] との間で農地の売買を行うものであります。譲受人の [REDACTED] は現在、農業兼自営業として農地 [REDACTED] を耕作されており、今回規模拡大を目的として購入されるものであります。何ら問題は無し。			
質疑・意見	なし			
審議結果	許可			

議案第57号第1項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
-----------------	------------

権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	貸資材置場		
備考	売買		
造成	最大60cm程度の盛土工。		
進入口	東側隣接道路から進入。		
土留め	官民及び民民境界線から1.00m程度の任意のセットバックを行い、土羽打ちを実施。		
被害防除	進入口を除いた周囲に、木杭に防護ネットを固着しフェンスの代わりとする。		
雨水排水	セットバック箇所が素掘り側溝となり、申請地南に存在する既存の溜枡及び排水管を経由し、[REDACTED]川に放流。		
生活雑排水	発生しない。		
工事計画期間	令和3年11月15日から同年12月20日まで		
水利同意	[REDACTED]農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金)自己資金にて対応。残高証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(9番推進委員:小畠委員)  10月2日、譲受人の[REDACTED]氏より現地にて説明を受けてきました。本人所有の[REDACTED]と今回譲渡人の[REDACTED]の[REDACTED]を合わせ、[REDACTED]の土地を資材置場として施工し、[REDACTED]の[REDACTED]に貸し出すということです。また、雨水排水はセットバック箇所が素掘り側溝となり、既設の配管を経由して[REDACTED]川へ放流を致します。西側の農地に溜枡が無いため、必要ならば新設するということでございます。被害防除としてフェンス代わりに木杭に防護ネットをします。また生活排水はなく、水利関係も[REDACTED]農区の同意を得ています。何ら問題なし。		
現地調査報告	9月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

#### 議案第57号第2項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]
地目、面積	[REDACTED]
権利内容	所有権

譲受人		農地区分	2種 (小竹駅から 500m以内)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	資材置場		
備考	売買		
造成	最大 60cm 程度の盛土工、及び 20 cm 程度の切土工。		
進入口	申請地南側既存擁壁を 6m 切り開き進入口を設置。		
土留め	新設コンクリートブロック擁壁を北側及び東側一部に設置。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	地盤浸透による自然流下。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 3 年 11 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日まで		
水利同意	農事区の同意あり。 (資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(28 番推進委員 : 中村委員) 9 月 16 日に中園行政書士とお会いして話をよく聞きました。譲渡人は高齢で、もう手入れもできないそうです。そのために売買をされたそうです。 [REDACTED] の事務所は申請農地に隣接しておられますので、ここに資材置場をされるそうです。水利組合と近隣の方への許可もとっておりますので何ら問題なし。		
現地調査報告	9 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

#### 議案第 57 号第 3 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地区分	2種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	資材置場		

備考	売買
造成	整地を行う程度で、造成は行わない。
進入口	西側及び東側の隣接道路から進入。但し、東側進入口は、水路管理用となる。
土留め	既に北及び西側では道路擁壁に投げ掛けがなされ、残りの周囲は法面となっている。新たに擁壁は設置しない。
被害防除	なし
雨水排水	東側に雨水樹を設置し、V P管にて隣接既存水路に放流。
生活雑排水	発生しない。
工事計画期間	令和 3 年 11 月 10 日から同年 11 月 30 日まで
水利同意	■■■ 生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金にて対応。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(17 番推進委員 : 平嶋委員) 9 月 21 日に、■■■ の代理人の大村氏より説明がありました。現地は■■■ の下にある農地で強湿田でございます。この資材置場ですが、水利の同意も取れております。しかし、南風が吹くと砂埃がするのではないかと代理人に言いましたところ、後日■■■ より隣組長の承諾をいただきましたということで連絡がありました。■■■ は自社で散水車を持参しておりますので、問題はないかと思われます。計画通りされれば何ら問題なし。
現地調査報告	9 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

#### 議案第 57 号第 4 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地	■■■		
地目、面積	■■■		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■ ■■■ ■■■	農地区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	■■■ ■■■		
転用目的	特定建築条件付売買予定地 3 棟 168.48 m <sup>2</sup>		
施設の概要	カーポート 1 棟 36.00 m <sup>2</sup>		
備考	売買 隣接 ■■■ m <sup>2</sup> を含め、計画面積は ■■■ m <sup>2</sup> となる。		
造成	最大 50cm 程度の盛土工及び 50cm 程度の切土工。		
進入口	南側市道から各分譲地へ進入。		

土留め	北側、東側及び西側において、コンクリートブロック擁壁を新設。南側において、市道に擦り付け。
被害防除	北側、東側及び南側の一部において、高さ 80cm のフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に溜枡を敷設し、東側及び南側側溝へ放流。
生活雑排水	各分譲地に合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和 3 年 11 月 15 日から令和 4 年 1 月 31 日まで
水利同意	■ 生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	始末書添付あり。 (合併以前より農地の一部を ■ として利用をしていたため)
地区推進委員報告	(12 番推進委員：岡松委員) 9 月 21 日に譲受人の ■ より詳細資料に基づきまして、説明を受けました。申請地周辺は最近、小規模の宅地開発が進んでおるところでございます。地元生産組合の同意も得ておりますので、計画通りの施工であれば何ら問題はなし。
現地調査報告	9 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

#### 議案第 57 号第 5 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■		
権利内容	所有権		
譲受人	■ ■ ■	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	■ ■		
転用目的	一般住宅		
施設の概要	居宅 1 棟 94.40 m <sup>2</sup> 建ぺい率 37.49%		
備考	売買		
造成	整地を行う程度で、造成は行わない。		
進入口	北西側隣接道路から進入。		
土留め	既存擁壁等をそのまま活用。		
被害防除	進入口を除いた官民及び民民境界線に沿って、コンクリートブロック 1~4 段程度の築き上げ及びフェンスの設置を実施。		
雨水排水	申請地内に雨水枡等を設置し、北西側の既存道路側溝に放流。		
生活雑排水	申請地内に合併処理浄化槽を敷設、処理水は北西側の既存道路側溝に放流。		
工事計画期間	令和 3 年 11 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで		

水利同意	生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資にて対応。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(22番推進委員：中野委員) 本件について9月15日に申請代理人の山本氏から計画の説明がありました。議案書にもありますように、申請地の地目は宅地になっておりますが、以前から隣の土地と合わせて1つの住宅地として利用されていました。納屋の老朽化のため、取り壊されて一時的には畠として利用してきた時期があったと説明を受けております。このため、申請地は農地であるとの判断から転用申請が必要な案件になったと伺っております。転用目的は一般住宅であり、地元生産組合からの水利承諾も得られております。事務局の説明通りに施工されれば問題なし。
現地調査報告	9月27日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	(4番農業委員：茅野委員) 4番茅野です。いや、あの問題にするあれはないんですけどね、これ台帳の地目が宅地と言うことですね、現地があの畠と言うことで、これら農業委員会総会にかけんといかんとですかね。それとも仮にですよ、現況証明もらって、また地目を宅地、今登記簿上は宅地になっているんでしょう。これかけないかんとですかね、こういうのは。 (事務局) はい。事務局でございます。只今ご指摘がありました通り、申請地は登記地目が宅地でございます。現況証明の方についてみては提出を求めるようと考えております。また、申請代理人の方にもそのように説明しております。というのもですね、最終的に農地転用許可後、現地を確認し許可図面通りに竣工したと言うことを確認させていただく必要がありますので、そういうふうな手続きをお願いしているところです。ただ、地目をまた今宅地になっているものを現況証明によって宅地に変えると言う手続きは不要かと考えられます。説明につきましては以上でございます。
審議結果	許可相当

## 議案第 57 号第 6 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	使用貸借権		
借主	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 120.43 m <sup>2</sup> 建ぺい率 26.06%		

備考	なし
造成	最大で 90 cm 程度の盛土工。
進入口	西側に接する市道より進入。
土留め	北側、東側、南側、西側の一部においてコンクリートブロック擁壁を新設。西側の一部において、市道に擦り付け。
被害防除	北側、南側及び西側の一部において高さ 60 cm のフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に溜柵を敷設し、北側道路側溝へ放流。
生活雑排水	合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和 3 年 11 月 10 日から令和 4 年 8 月 31 日まで
水利同意	■ 生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関の融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(13 番推進委員：大谷委員) この 5 条の宅地転用につきましては、9 月 9 日に所有者 ■ より、次男の一般住宅建設のため、■ の田の一部を無償にて使用貸借したいと相談がありました。面積についてもですね、一般住宅の宅地転用の範囲内でもあり、また地元の水利承諾も得ていますので、何ら問題なし。
現地調査報告	9 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

#### 議案第 57 号第 7 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地	■		
地目、面積	■		
権利内容	所有権		
譲受人	■	農地区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	■		
転用目的 施設の概要	資材置場		
備考	売買		
造成	①最大 4.00m 程度の盛土工。一部、盛土済み。(違反転用のため、始末書提出あり) ②砂利散布のため、最大で 10 cm 程度の造成を実施。		
進入口	①西側隣接道路から進入。 ②北側隣接道路から進入。		
土留め	①隣接道路に接する箇所では、投げ掛け。残りの周囲については土羽打ち		

	<p>を実施。</p> <p>②現況のままとなる。</p>
被害防除	<p>①水路に接する東側で、コンクリートブロック 1 段程度の築き上げ。北側ではフェンスの設置。</p> <p>②なし</p>
雨水排水	<p>①申請地内に雨水枠を設置し、東側の隣接水路に放流。</p> <p>②地盤浸透及び南側既設側溝に放流。</p>
生活雑排水	①②とも発生しない。
工事計画期間	令和 3 年 11 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで
水利同意	■農区及び■生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	<p>(資金) 自己資金にて対応。残高証明あり。</p> <p>(信用) 現在、違反転用事案なし。</p>
補足説明	なし
地区推進委員報告	<p>(5 番推進委員：池永委員)</p> <p>本件について 9 月 18 日に申請人代理の測量士から説明を受けました。申請地は一部が違反転用状態ではありますが、現在の所有者の父親が地主であった時代から続いていると聞いております。事実、飯塚市の合併よりかなり前からの今の状態でした。■地区では早くから生産組合がなくなっています。また上流と下流にはため池があることから申請地周辺の農地は窪地や湿田が多く、耕作には不適なことから農地の管理にも困っております。そのような中で、地元の農家からは転用申請を行った上で、適切に管理してもらえるようにならないかと声もありました。今年の 3 月に今回の計画について相談が始まり、地元協議が整ったことから転用申請が出されています。地元協議を終え、水利承諾を受けて申請されたことや行政との協議も行っているとの話です。事務局の説明通りに施工されれば問題なし。</p>
現地調査報告	9 月 27 日に実施しました執行部との現地調査及び検討会において、先ほど報告推進委員の報告がございましたとおり、一部に違反転用状況でございます。これにつきましては、地権者の方からの始末書が提出されていることをご報告いたします。
質疑・意見	<p>(1 番農業委員：福澤委員)</p> <p>1 番福澤でございます。この件につきましては、以前よりあの何回かですね、現地を見に行ったんですが、何回か行った度にですね、資材も置いてあつたし、重機も置いてありました。今現在、こういう申請が出てると思うんですが、現在はもう重機とか資材はないわけですかね。</p> <p>(事務局)</p> <p>今ご指摘がありました通り、重機類、工作機械、そういうものがあった状況でございましたが、申請と同時に撤去を要請したところ、撤去しているという状況でございます。以上です。</p> <p>(13 番農業委員：大熊委員)</p> <p>先ほどの事務局の方の説明は、以前からの違反転用ですか、がなされたというような事の報告がありましたが、これ今、あの写真の中でもわかりま</p>

	<p>すように、1枚目ですかね。新しい碎石というですかね、そういういたものがこう散らばっているような、埋め立てられたような気がしておりますが、まああの以前はですね、以前のこういった例の時は、確かにあの違反転用を解消するといいますか、そういったことをやった経過があったと思いまます。前ですね。それで今回はこういうそういった撤去というか、そういった指導と言いますかね、なされたんですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>先ほどご指摘いただいた件でございますが、基本的に農業委員会の違反転用の対処方針といたしまして、合併後についてみては原状回復と、合併前の部分については始末書、誓約書添付と言うふうに方針が決まっております。先ほど1番委員からの話もありましたが、今使っておられる方は、実際にこの現況にした事業者とは全く別の事業者で、いわゆる農地との認識がない中で使っていたと言う状況がございます。しかし、重機とかそういうものについてみては基本的に撤去してくださいと、もう作業することはまかりなりませんということで、撤去させた上で、地権者の方からの始末書を提出して頂いたと、そういう状況でございます。以上です。</p> <p>(13番農業委員：大熊委員)</p> <p>以前はこういったものもですね、新しいその資材、材料が置かれているから、あの合併後に扱われたというようなことがわかるんですよね。だからそういったものはもう別にそういったその違反としての取り扱いというのはもうしないわけですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>そもそも違反転用といった場合についてみては、地権者や転用行為者自体がですね、農地法違反の認識が有る無いというところもありますが、今回についてみては先ほど推進委員からの報告もありましたが、昭和50年代半ばとか、そういう時代からの古い案件だと伺っております。今回についてみては、その当時の違反転用行為者の事業者自体はもうすでにはつきりしない。会社も清算しているのではないかというような状況の中からですね、今回の部分についてみては始末書添付で対処すると。なお本件についてみては、許可権者の県にも報告説明させていただいたところですが、事後承諾になりますが、転用申請を審議して行きましょうというところになってございます。以上でございます。</p> <p>(13番農業委員：大熊委員)</p> <p>内容がちょっと、まあ、私もよくあの理解できないんですけども、まあ皆さん方が良いという事であれば、それに従いたいと思います。以上です。</p>
審議結果	許可相当

#### 議案第58号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	23,148.00 m <sup>2</sup>
	畑	0.00 m <sup>2</sup>
	樹園地	0.00 m <sup>2</sup>

	採草放牧地			0.00 m <sup>2</sup>
	計			23, 148.00 m <sup>2</sup>
作物別 設定面積	水稻	(3年以下)	16, 026.00 m <sup>2</sup>	7件
		(6年以下)	3, 838.00 m <sup>2</sup>	1件
		(10年以下)	3, 284.00 m <sup>2</sup>	2件
		計	23, 148.00 m <sup>2</sup>	10件
	計	(3年以下)	16, 026.00 m <sup>2</sup>	7件
		(6年以下)	3, 838.00 m <sup>2</sup>	1件
		(10年以下)	3, 284.00 m <sup>2</sup>	2件
		計	23, 148.00 m <sup>2</sup>	10件
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第59号第1項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	[REDACTED]	譲受人 耕作面積	[REDACTED]
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利 用
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
所有権の移転時期	令和3年10月25日		
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第59号第2項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	[REDACTED]	譲受人 耕作面積	[REDACTED]
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利 用
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
所有権の移転時期	令和3年10月25日		
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		

質疑・意見	なし
審議結果	決定

議案第 60 号 農地法第 32 条の規定に基づく利用意向調査の対象農地の決定について

理由	農業委員会は、農地法第 30 条の規定による利用状況調査の結果、農林水産省令で定めるところにより、その農地の所有者等に対し、その農業上の利用の意向についての調査を行うものとする。
対象農地	470 筆 405,172.00 m <sup>2</sup>
補足説明	本調査結果につきましては、9月30日および10月1日に分散開催致しました農地パトロール報告会におきまして、各調査班ごとに承認を受けております。
質疑・意見	なし
結果	決定

協議第 7 号第 1 項 農地改良について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
申請人	[REDACTED]
変更理由	田から田へ農地改良 (周辺農地との高さを揃えるため)
備考	(工法) 切土最大 10cm (工期) 令和 3 年 10 月 31 日～令和 3 年 11 月 30 日
補足説明	なし
地区推進委員報告	(11 番推進委員：水間委員) 本件につきましては、今年の 2 月に開催された第 2 回総会において、3 条権利移動の承認を得て取得した隣接農地と高さを揃え、合一することにより農業上の利用の改善を目的として行うものです。改良工事につきましては、10cm 程度地盤の切土を行う程度で申請人の経営する [REDACTED] で行います。[REDACTED] は 69 歳ですが、土建業を営むかたわら、農業にも意欲的に取り組んでおられ、水田 1ha のほか、20a のビニールパイプハウスでこれを自力で建ててイチジク栽培も始められたところです。水稻は収穫と乾燥は委託されておられます、それ以外の農機具を所有されております。地区生産組合も本件農地改良による周辺の問題は特にないとして同意済みです。何ら問題なし。
現地調査報告	9月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	受理

協議第 7 号第 2 項 農地改良について

土地の所在地	[REDACTED]
地目、面積	[REDACTED]
申請人	[REDACTED]
変更理由	田から畑へ農地改良
備考	(工法) 盛土最大 48cm (工期) 令和 3 年 11 月 15 日～令和 4 年 2 月 15 日
補足説明	なし  (13 番推進委員：大谷委員) この農地改良申請につきましては、先程の 5 条で説明しました [REDACTED] の宅地転用の残面積であります。一般住宅建設にあたり、表土を剥いで、残りの盛土として活用しますので、どうしても高くなります。そのため、田んぼを作りにくいということで、畑に農地改良をしたいとのことです。隣接している用水についてはブロックについて土留めをするそうです。地元を生産組合の承諾もありますので、何ら問題なし。
地区推進委員報告	
現地調査報告	9 月 27 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	受理

報告第 38 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 3 年 8 月 25 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 3 年 8 月 25 日
結果	済		

報告第 38 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 3 年 8 月 30 日
備考	使用賃借設定（基盤）	引渡年月日	令和 3 年 8 月 30 日
結果	済		

報告第 38 号第 3 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 3 年 9 月 21 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 3 年 9 月 21 日
結果	済		

報告第 38 号第 4 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 3 年 9 月 21 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 3 年 9 月 21 日
結果	済		

報告第 38 号第 5 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 3 年 9 月 22 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 3 年 9 月 22 日
結果	済		

報告第 39 号 1 項 農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称			
主たる事務所の所在地			
代表者の氏名			
代表者の住所			
法人が所有し、又は所有権 以外の使用及び収益する			

権利を有している農地	
事業の状況	農畜産物名：大豆、麦 関連事業等名：農産物の生産経営
構成員数	
業務執行役員数	
要件の適否	適正
備考	無
結果	済

#### 報告第 40 号 農地転用完了等の報告について

##### ①前月中に

- (1) 完了予定日を迎えた転用案件
- (2) 完了確認を行った転用案件

##### ②今月中に

- (1) 完了予定日を迎える転用案件

##### ③前月中に

- (1) 非農地証明を交付した案件

備考	なし
結果	済

(議長)

その他につきまして、何がありますか。

(1 番農業委員：福澤委員)

1 番福澤でございます。令和 3 年 2 月に私も納得しないまま、強引なやり方で会長職を解かれたわけですが、後日、全体会議を開くという約束をされましたので、あまり総会において農業委員会内部のことを発言するのは好ましくないと思い、これまで控えてまいりました。しかしながら、残りの任期もわずかとなり、このままで終わらせるることはできないと思い、数人の市議会議員の方とも相談したところ、この際はつきりしたほうが良いという意見もいただきましたので、今後は総会において納得いかない点をお尋ねしていくたいと思います。納得いかないことは山ほどありますが、コロナの関係上、何回かに分けてご質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、1 点目は私が会長の時に、農区長を兼務していることが違法ではないかという指摘がありましたので、その後地元の農区で農区長を退きたいと申し出しておりましたが、農区の皆様からは任期途中でやめるのは無責任ではないかという意見もあり、私としては来年には退任したいと思って後継者を模索しておりました。ところが、8 月に旧飯塚地区的農区長会議が開かれたときに、各地区の代表農区長を選出してくれとの話がありましたので、私としては飯塚地区では下三緒以外の方を推薦しようとしたところ、その他の二瀬地区、鎮西地区、幸袋地区がそれぞれ決まったということで発表がありました。その発表

を聞いた時には、私も耳を疑い、もう一度事務局にお尋ねをしましたら、二瀬地区は現農業委員会会長の須堯氏、鎮西地区は現農業委員の小山氏に決まりましたと聞き、私もびっくりしてしまいました。このことについて深町元会長そして執行部の皆さんがどう考えておられるのかをお尋ねしたい。

2点目は令和3年1月21日に第1回全体会議の中で深町元会長の発言で、ある人が農協に便宜を図った折に私の農地の前を拡幅してもらったと言われておりますが、そのことで私は大変名誉を傷つけられました。このことについては令和3年4月19日に下三緒地区から自治会会长、自治会会計、地元の議員と私、そしてJAからは

[REDACTED] が立ち合いのもと、こういう事実があったか確認したところ、JAの皆さんにはそのようなことは一切なかったと証言されております。私としては名誉を回復するために、その方とぜひお話をさせていただきたいと思いますので、その方の連絡先を教えていただきたいと思います。このことを次回の総会で説明及び回答をいただきたいと思います。ほかにもまだ納得いかない点があります。今後も総会においてお尋ねをしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局 局長)

事務局長の田中でございます。ただいま、1番福澤委員からご質問をいただいておりますけども、1点、前段のご質問で、農区長さんの件は、実際その時に会長であった福澤会長ということで、質問された深町委員と、そこの確認は人事課等でさせていただきたいということで、させていただいたおったところでございます。その中で、顛末まではあれなんんですけど、一応私共としては農区長さんで絶対駄目ですよというような回答ではないという回答はさせていただいたと思うので、そちらのほうにつきましては確認させていただきたいと思います。それと後のお話につきましては、事務局の方でも調査をさせていただきたいと思いますので、お時間をいただきたいと思います。

(3番農業委員：原田委員)

3番原田です。いまからご質問というか、お尋ねでございますが、以前から私もちょっと疑問に持っておったことなんです。何度かこういう質問が出たと思うんですが、実は利用権のことです。ずっと資料を見りましたら、確かに皆様方、利用権の賃作料ですかね、様々ですよね。ずっと目を閉じましたら、今回も資料が少ないのですが、皆さんそれぞれ賃作料書いてあるんですけど、ただ2文字、水稻だけ書いてあるんですね。お互いに利用権をされるときには、お互い、貸す方と借りる方の双方で話し合いのもとやから、二方両者の権限でいいんじゃないかと言われればそれまでかもしれないんですけどね。私に限らず、きちんと賃作料を払っている方から見れば、やはりなんとなく疑問を感じるところと思うんですよ。ですから、私はこれはやはり水稻、これは暗黙の了解のような気がしてなりませんけど、やはりこれは農業委員会にかけるときにそれなりに決まったことは、必ず話し合が両者であるときにはなんらかの取り決めがありようと思います。だけど、水稻だけ書いておこうという形かもしれません、やはりそれなりのこういった事情で利用権をするようになりましたということは、きちんと書くべきではなかろうかと私は思います。

なぜかというと、[REDACTED] 地区の方でよく聞くんですが、農地パトロールをしよって最近はだいぶ田んぼが荒れていきました。それでですね、皆さん利用権されるのが10年、20年前からされよう訳です。その時は歳が若かったから、私ができる間にしましょうと言って頑

張る気持ちがあったからですね、利用権されてるんですね。ところがその方々が皆様もう70代後半から80代になられて、もう身体がきつくなつたと。病院通いは2軒も3軒もいきりますと。そして、自分方の子どもさんもいい歳で働き盛りの人なんんですけど、自分方の子どもがせんのに、人の田んぼより自分方の田んぼがどうなるやろかと心配です。今度利用権の期限がきたら、もうお返ししようと思つりますという話をあちこちで聞くんですよ。そうなるとですね、毎年農地パトロールがありりますけど、年々荒れた田んぼが目立つようになったなあと。確かに利用権で作っていただくようお願いされた方はほつとした気持ちでありますけど、受けた方はですね、年齢とともに大変を感じてきていると思いますよ。これはいまさっきも言いましたように、これは利用権においては両方の方の話し合いのもとやきですね、第三者がどうこう言われる筋ではないでしようけど、やはりきちんと明記されてる方から見れば、これはちょっと疑問を感じるんですよね。だからそれはそれの事情でいいですから、やはりきちんとこういった理由とこういった賃借で契約しましたということは受け付けたときに書くべきだとは思いますが、事務局はその点についてはいかがでしょうか。

(議長)

質疑につきまして、回答を求めます。事務局。

それと関連いたしまして、前回の総会で小作料について質疑があつてありました。それと合わせまして回答したいと思います。事務局。

(事務局)

それでは先に前回質問があつてありました小作料の件について回答をしたいと思います。前回ですね、小作料の件で標準小作料というものが前あったぞというところで指摘を受けておりました。調べましたところ、平成20年度までは確かに標準小作料というものが存在しておつりまして、13,000円だったりとかいうところで、小作料を決める委員会というものも存在しております、その委員会で決まったことを、農業委員会で審議して決定したらそれを公示するというところまでやってたんですけれども、これが21年度に農地法の改正があつておりまして、その改正の時に標準小作料の制度を廃止するというふうになつております。つきまして、そこからが標準小作料の話し合い等、公示等は行われなくなつております、その代わりに市のホームページの方に利用権設定されたときに一番高い小作料の設定の金額と一番低い小作料の設定の金額をお知らせして、その中で平均の小作料が大体こんくらいやつたですよということで、年度でホームページで載せていくつてるところでございます。一番最新が令和元年度の分で止まってるんですけども、そのときに田の分につきましては10aあたりが11,137円というふうになつております。ということでですね、確かに標準小作料として前は13,000円というところでさせていただいてたんですけど、それは21年度で法が変わった時に廃止になつておつて、それ以後はホームページであくまでも目安ですよということで、平均額を掲示させていただいているところでございます。先ほどの委員からの質問ではございますけれども、各筆明細の方にも利用権の設定に至つた流れを書いておいたほうがいいんじゃないかということでよろしいでしょうか。

(3番農業委員：原田委員)

申請するときにですね、店に品物書いて定価を教えてないようなものですよ、ただ水稻だけかいてあるのは。それで、やはり両者でなんの話し合いもないで契約も無いで利用権がされることはないと思うとですよ。やはり何かの決め事があつて、田んぼの管理をして

いただいているから賃借料はいりませんと、うちができるんから田んぼの管理さえしていただければという、それで十分ですか。ほかにいろいろ意見はありますよう。表に出せない金額とか。年貢とか、人に言えないことがありますよ。だから、水稻だけで書いてあるとかなあとおもいよるとです。この内訳はいろいろあると思いますけど、それはそれで両者が納得してきめられたことやからそれはいいんですけど、他の方から見た場合にはやっぱり疑問を感じるんですね。なんで皆がきちんとつきだしているのに、こういうところは書かんで済むんやろうかと。そこは一律正すべきではないだろうかと思います。

(事務局)

はい、事務局です。ひょっとしたら、3番委員さんの質問に的確に答えてないかもしれません、思い当たる部分を。例えば今日、皆様にお渡ししている利用権設定の各筆明細ですね、2番あたりも水稻と書いて貸付地全部で60kgとか100kgとか、そういうことが書いていないと。その右側に項目としてみては権利の種類というものが表題としてあがっているんですけども、貸付地でお米いくらとか現金でいくらとか書いてないというのは、右側をたどってもらうと、使用貸借権という言葉が書いてあります。実は使用貸借権というと、ただで土地を貸しますよと、簡単に言うとそういうような権利の設定の仕方なんですよ。逆に1番なんかは賃借料についてみては貸付地全部で65kg、この右側をみてみると賃貸借権設定、これは土地を貸す代わりに地主さんは何らかの対価をもらうという権利設定ということになります。私の方でご質問の間にみたところ、5番も賃借料に水稻と書いてあってなにも書いてないですけど、右側見ると使用貸借権というふうにかいてありますので、要は土地の貸し付けはあるけども作ってもらったり、管理してもらうだけで地主さんとしては満足だというようなケースは、そもそも賃借料が空白になっています。そういうようなふうに整理したというところでございます。これが説明としてみて、適切にご理解いただける説明になりますでしょうか。

(3番農業委員：原田委員)

私はそれなりの理由をですね、ちょっと書いてもらってたらいいかなと思うわけです。  
そういうことです。

(議長)

原田委員、よろしいですか。

(3番農業委員：原田委員)

はい。

(議長)

他にありますか。ちょっと待ってください。その前に大隈委員から手が挙がっておりましたのでどうぞ。

(2番農業委員：大隈委員)

2番大隈です。先ほど、1番福澤委員の方から発言があった件ですけども、2点ほど総会で審議してくれという話が提案といいますか要望がありました。その2つ目のところで、深町氏の発言のところでそういう便宜とかいう話が出てきました。その方と話し合いたいと先ほど福澤氏は言われたわけですから、話し合いたいのなら総会で付議することじゃないっちゃなかろうかと私は思っております。だから、少し事務局として福澤氏と話を聞いていただきたいと思っています。話はどういうことかと、さっきは便宜のところでその方と話をしたいということを言われたとやから、そのへんのことを総会ですることやなくて、

わかりにくかったから話を進めてください。いきなり総会とかいうことやなくて、先ほどの発言を私が聞いたでは、その方と話をしたいと発言がなされたから、それなのに総会でいきなりやるというのは違いますから、ちょっとそのへんは意見調整してください。

(事務局 局長)

先ほども私の方が2問目につきましては、また確認をさせていただくというご答弁をさせていただいておりましたので、そちらの方につきましては福澤委員とお話をさせていただきたいと思います。

(議長)

他にありませんか。

(13番農業委員：大熊委員)

13番の大熊です。先ほどの2番の副会長の意見の関係でちょっと。私も総会の場で審議する事項と先ほど1番委員が言われたことが総会で審議するのに妥当なことか、そこらへんは私もよくわからないのですが、そこら辺もう少し事務局の方で整理をしていただいて、総会で審議するものは審議するもの、総会で審議すべきじゃないものをはっきりして頂きたい。1番の福澤委員さんにお願いしたいのは先ほどの口頭でいわれましたけども、文書かなんかで出された方がいいんじゃないかと、はっきりですね。そういう形にしていただいて、それで総会で審議するものとしないものと区別していただいて、審議するものは審議するということです。以上です。

(事務局)

先ほどの答弁と同じになりますけども、1番委員との対応については協議をさせていただきたいと思います。

(議長)

11番、上田議員。

(11番農業委員：上田委員)

皆さんも記憶に新しいと思うんですけども、総会の場で動議が出されました。その動議について、提案理由がその場で言われたもんですから、非常に審議しにくかったということがあったと思うんです。その中に記憶にあるのが、先ほど1番委員が言られた分が非常にあいまいにあるにも関わらず、その動議の理由の中に入ってきたことがあると思うんですよね。そこは事務局間違いないですよね。そこで今13番委員あたりが総会にするべきではないという話をされておりますけれども、これはその動議に関わる審議をはっきりさせるということが必要なので、1番委員が質問された部分については、きちんと総会のなかでやっていきたいというふうに思います。

(議長)

はい、要望ですね。

(11番農業委員：上田委員)

要望やないばい。せないかんとばい。

委員長権限でそげんこと言う必要ないでしょう。きちんとするべきでしょうが総会で。あなたその中で選ばれとうですよ。だからせないかんですよ。

(議長)

興奮せんでいいとて。今言われたのは、1番の委員が質問されたことについて、これは委員会にかけるものかそれ以外でするべきものかということを峻別して、それは総会でか

けないけんものはかけましょと。そうでないものと仕分けをしましょと。そのためには質問者の1番の委員からよく内容を聞いてそしてどうするか決めましょうということですからね。それが1番いいとやないですか。皆さんどう思われますかね。

(11番農業委員：上田委員)

こここの皆さんはね、あの動議の中で本当に動議の理由が正しいのかということをきちんと精査せんといけない部分があるとですよ。その中でいわゆる1番委員が言われました深町委員が発言されましたよね。ある方が言ったと。利益供与だということが動議の中に入つたんですよ。わかつとるでしょそこは議長。だからそれはきちんとやっぱり質問がある部分について総会で下さいという要望があるのであれば受け入れるべきではないですか。

(事務局長)

事務局の方から答弁させていただきます。先ほどから何度も繰り返しの答弁となり恐縮ですが、1番委員とお話をさせていただきたいと思います。

(11番農業委員：上田委員)

局長にお伺いしたい。先ほどから1番委員と話をさせて下さいと言つてあります、どういうふうに話し合いをすると思ってあるかお尋ねしたい。

(事務局長)

質問内容について詳しく正確にお尋ねしたいと考えております。

(11番農業委員：上田委員)

ではその中で、総会にかけるとかなんとかいう話をされるという事ですか。それは事務局の判断に任せるという事ですかね。

(事務局長)

事務局と執行部にて相談をさせていただきたいと思います。

(15番農業委員：奥野委員)

15番奥野です。先ほどの利用権設定のことで確認したいんですけども、ホームページを一度も見たことがないんですけども金額の面でですね。賃借料の。賃借料については問い合わせなどもあると思うんですけどもこういった場合事務局のほうはどういった対応をされてるのでしょうか。

(事務局)

標準小作料というのは廃止されておりませんでなくなっています。しかしながらですね、ホームページの方で目安として提供するものはございますということでこのホームページの紹介をさせていただいております。実際の契約にあたってはですね、やはり貸し手と借り手の両者でよく協議した上で賃料を決定してくださいということでお知らせはしております。

(15番農業委員：奥野委員)

そういう場合で金額が平均的なものしか出でていない場合ですね、どういうふう貸し手側が納得して話し合いをされるのかというふうに思うんですけども。

(事務局)

そちらへんが難しいところがありましてですね、前回の総会の時にも回答させていただいておりますが、普通の農地でも山間部の農地、平野部の農地。また平野部にいたしましたり作りやすいところ、作りにくいところ。色々ございまして、できがいいところ悪いと

ことということがありますので、そこらへんは本人さん同士がですね納得されるというところで本人同士で話し合っていただいて納得いただいたて、利用権を設定していただけるところじゃないかと思います。

(15番農業委員：奥野委員)

ホームページに載っているのは、山間地や平坦地とかも全部合わせた平均ということなんですかね。

(事務局)

ホームページに掲載しているのは、山間部とかは分かれていませんけれども、1年間を通して利用権で出た部分、件数が120件であれば、120件分のですね賃借料がこんだけありますという平均を出しています。その中でも1番最高額がこの金額だったんですよ、最低金額がこの金額だったんですよというところで表示をさせていただいております。

(10番農業委員：新開委員)

今1番委員の方が総会においては話を出しますという冒頭の部分ですね、議員さんや弁護士さんと話されているということが冒頭にあったと思うんですよ。という事はこれは議会に上がるかも分かりません。2番と13番の方がですね、事務局とどうのこうのと言われましたけれども、1番の福澤委員が言わることは農業委員会としてちゃんと聞いてその中でこれは省いていきましょうかということを事務局とのやり取りの中で総会の中でしていく。そうしないと省いたりどうのこうのしようしたら、じゃあこれが議会にいったら農業委員会の会長、事務局長あたりにどうなつとるのかと市議会。そこまで行くのか分かりません、県の方から飯塚市農業委員会はどうなっているのかと。だから今1番の福澤氏が言っていることについては飯塚市農業委員会はちゃんと答えていくべきではないかと福澤委員が納得いくまでこれはしないと大変なことになるのではないかと私は思いますけどどんなふうでしょうか。

(議長)

要するに農業委員会にかかる審議と言いますか話し合いをしてもらいたいと。私は農業委員会総会にかける案件としてはですね、所掌事務というのがあると思うんですね。それは農業委員会総会にかけて（聞き取り不可）やなかろうかと。今福澤委員が言われたことについてですね、100%私も理解はしておりません。だからですね福澤委員から提案されたことについてですね、しっかりと話を聞いてですね、どんな取り扱いをするかという事にしたいと思いますが。

それと新開委員から言われました件について、これは大変なことになると。大変なことには何もならないと私は思っております。それで私は恫喝されよるとあってそういう意識を受けております。

(10番農業委員：新開委員)

私の言い方が間違えていたらごめんなさい。恫喝とかそういう問題ではなくて、飯塚市の農業委員会会長・副会長のどこにそういう話が来るんじゃないですかと。だから、福澤さんのいう事についてちゃんと答えができますように。そうしたら結局は議会から何か言われても総会の中でしっかりとそういう対応をしますということやから。出るではないですかとだから私の言い方が間違いだったらごめんなさい。会長とか局長とかを恫喝とかそういう意味では全くありませんので、ちゃんと聞くことは聞いてそれなりに対応していくなくちゃいけないんじゃないですかという事ですよ。会長勘違いなさらいでください。

(議長)

時間もかなり過ぎておりますので、手短にお願いします。

(6番農業委員：畠中委員)

6番の畠中です。質問というか私が戸惑っているのは、今福澤委員が言われていることが一体どこが最終目的なのかが分からなくて、例えば過去にあった話し合いの中で自分にいわれなき、例えば不名誉の誤解が生じていることを是正したいという事なのか、それとも動議の原因の理由が正当ではないので、正当でない動議の理由について自分が降ろされたことに対する不正だという事を言われてそれを回復したいと言われているのか。その最終目的が分からないので、それが分からないまま話を進めておそらくああいった、こういった、あれはこうだったじゃないか、あれはそうじゃないというように話がぶり返されるだけのような気がするんですよ。なので、ここで話すか話さないかという事を含めてですが、最終目的を示してもらいたいなというふうに思います。

(議長)

今畠中委員から質疑がありましたとおり、私もね福澤委員が言ってあることがですね、100%理解できていないとですよ。だからですね、先ほどから言いました福澤委員からちゃんと聞いてですね、どなたか文書で出した方がいいと言われる方もおりましたけれどもね、話をようと聞いて先ほど畠中委員からもありましたとおり最終的にはどうして欲しいのかという事も質疑がありましたけれどもそれは福澤委員からよく趣旨を聞いてですね、それから対応したいということで私は思っております。

(11番農業委員：上田委員)

福澤委員が答える前に動議の話が出ましたので、その件については私から説明させていただきたいと思います。

2番委員や13番委員から話が出ておりましたので、基本的に動議というのは総会で出した分でそれによってした分でしようと。ですからそういう今の福澤委員がすることについては、総会でするのが正しいんじゃないかということを述べただけで、動議の分は私が出した分。福澤委員の真意は今から尋ねてみて下さい。

(議長)

福澤委員から今聞いた話では、全部は理解しておらんので、もう少し詳しく聞きたいという事でそれでいいとやないですか。私はそう思います。

(農業委員)

異議なしです。

(議長)

じゃあ、そういうことで、時間も過ぎておりますので他にないですか。なければ、これを持ちまして総会を終了いたします。ありがとうございました。